

二本松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

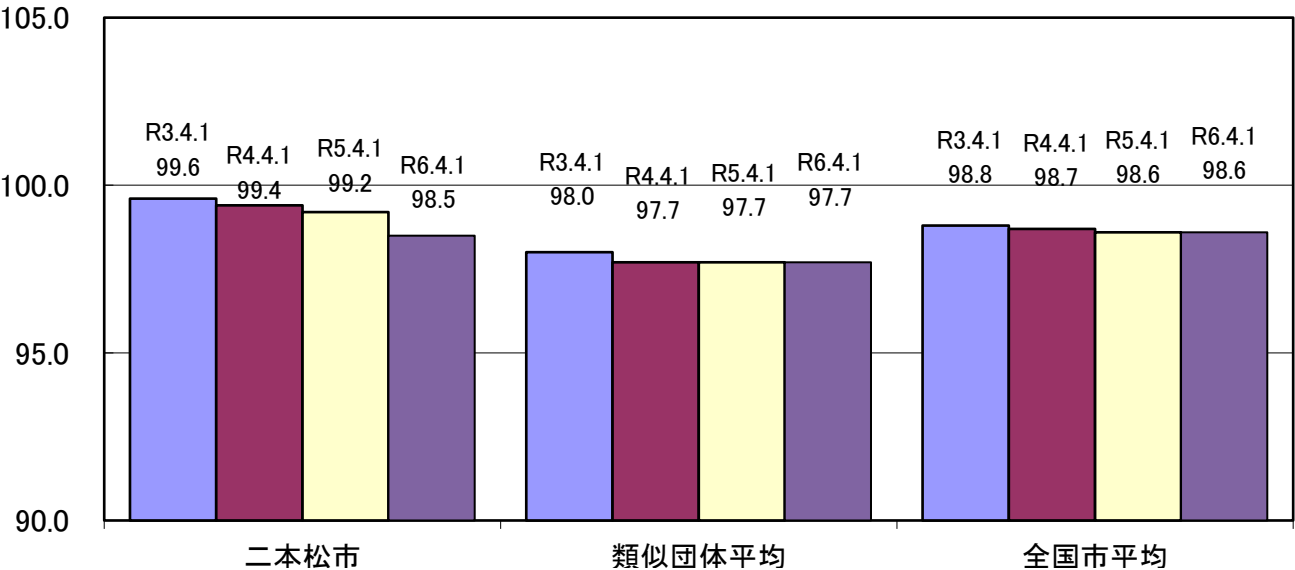
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 51,263	千円 31,464,590	千円 1,490,152	千円 4,602,810	% 14.6	% 14.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 451	千円 1,769,023	千円 255,836	千円 667,461	千円 2,692,320	千円 5,969	千円 5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み。

(4)給与改定の状況 ※人事委員会が設置されていないため、県に準じて給与改定を実施

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和6年12月26日(令和6年4月1日遡及適用)
(内容) 行政職給料表については、県人事委員会勧告に準じて見直しを行い、初任給を中心に若年層の号給で引き上げた。

②地域手当の見直し ※支給(制度)なし

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和6年3月29日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
二本松市	43.9 歳	333,069 円	399,568 円	368,561 円
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	—
類似団体	42.8 歳	319,556 円	376,793 円	345,890 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
二本松市	57.4 歳	4 人	361,550 円	409,331 円	377,350 円	—	—	—	—
うち用務員	59.0 歳	2 人	349,800 円	366,900 円	366,900 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.49
うち運転手	55.9 歳	1 人	373,300 円	510,455 円	388,500 円	自家用乗用 自動車運転手	58.7 歳	200,700 円	2.54
福島県	54.6 歳	131 人	311,300 円	349,037 円	321,721 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553円	—	—	—	—	—
類似団体	53.8 歳	19 人	312,837 円	336,390 円	324,492 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
二本松市	—	—	—
うち用務員	5,984,862 円	3,297,300 円	1.81
うち運転手	7,817,539 円	2,654,300 円	2.94

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当り、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
二本松市	39.4 歳	276,743 円	303,915 円
福島県	45.9 歳	375,600 円	415,662 円
類似団体	40.0 歳	303,988 円	332,391 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		二本松市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600 円	207,100 円	196,200 円
	高 校 卒	191,300 円	174,400 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	186,700 円	172,800 円	－ 円
	中 学 卒	173,500 円	163,700 円	－ 円
小・中学校 (幼稚園)教育職	大 学 卒	217,500 円	230,500 円	－ 円
	短 大 卒	201,700 円	186,400 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

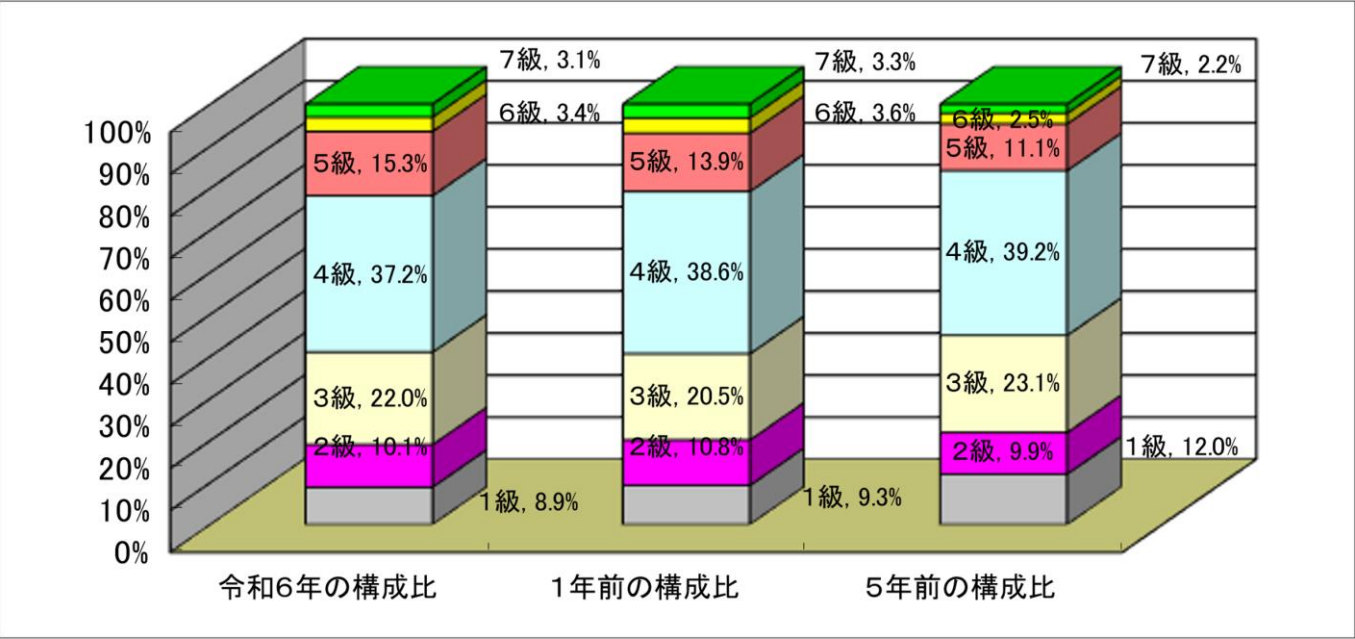
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,157 円	357,140 円	371,944 円	388,990 円
	高 校 卒	240,400 円	325,300 円	366,900 円	383,188 円
技能労務職	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	361,550 円	在職者なし
	中 学 卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし	在職者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

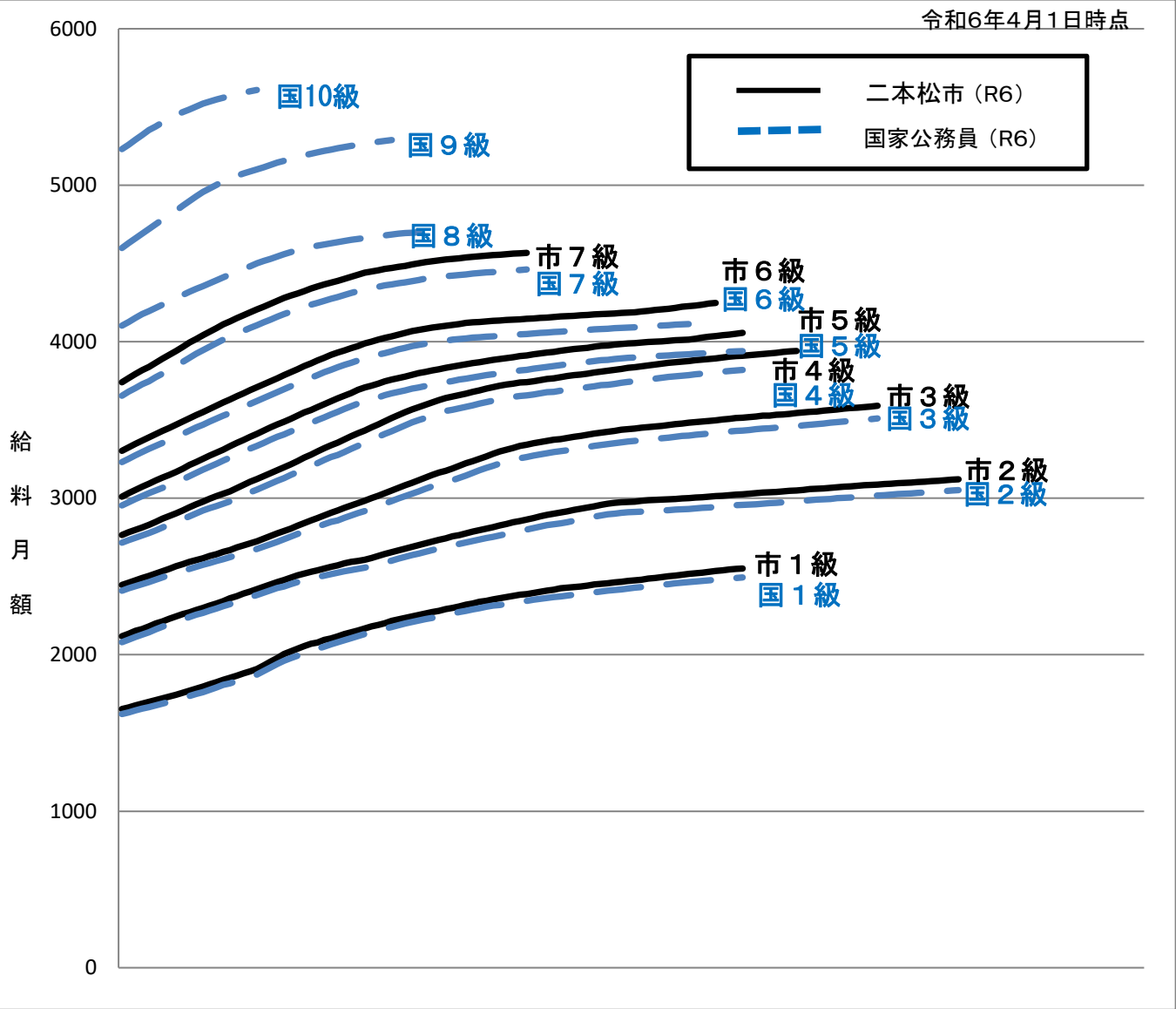
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、教諭又は保育教諭の職務	29 人	8.9 %	186,700円	263,900円
2 級	主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任歯科衛生士、主任教諭又は主任保育教諭の職務	33 人	10.1 %	234,000円	315,900円
3 級	1 主査の職務 2 職務の内容及び責任の程度がこれと同等と認められる職務	72 人	22.0 %	265,400円	362,800円
4 級	1 係長又は主任主査の職務 2 出先機関(住民センター及び公民館を除く。)の長の職務 3 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	122 人	37.2 %	292,200円	398,200円
5 級	1 課長、室長、住民センター所長又は主幹の職務 2 教育委員会の事務局の課長又は公民館長の職務 3 行政委員会(教育委員会を除く。以下同じ。)の事務局の長の職務 4 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	50 人	15.3 %	315,400円	409,900円
6 級	1 会計管理者又は参事の職務 2 職務の内容及び責任の程度がこれと同等と認められる職務	11 人	3.4 %	342,200円	429,200円
7 級	1 部長、支所長、福祉事務所長又は首席参事の職務 2 議会の事務局の長の職務 3 教育委員会の事務局の教育部長の職務	10 人	3.1 %	382,000円	461,500円

(注) 1 二本松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(二本松市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ.人事評価制度を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ.人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

二本松市	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,479 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(二本松市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ.人事評価制度を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ.人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

二本松市				国			
(支給率)		自己都合	勸奨・定年	(支給率)		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額		2,229 千円	20,447 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			12,000 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			12,000,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.2 %	
手当の種類(手当数)			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
国民健康保険診療所 医師診療手当	国民健康保険診療所 に勤務する医師	診療業務	12,000千円	(月額) 1,000,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	91,778 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	496 千円
支給実績(令和4年度決算)	134,499 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	805 千円

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円～10,000円(月額)	同じ	—	45,493 千円	251,343 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限28,000円	異なる	支給要件の下限額	28,774 千円	282,098 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(64,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②3,000円～70,600円(月額)	異なる	運賃相当額が64,000円超の場合、超える額の1/2を加算(県準拠)	37,457 千円	101,509 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 【支給額】 ①基本額30,000円 ②距離に応じた加算額8,000円～70,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲(4級第4種48,900円～7級第1種77,900円)	異なる	国の基準を基本に、各職階ごとの金額を算出	52,286 千円	697,147 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上勤務した場合に支給 【支給額】 勤務1回につき定額(4級第4種4,000円～7級第1種8,000円)	異なる	国の基準を基本に、各職階ごとの金額を算出	48 千円	2,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	970,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,104,000 円 ／ 749,000 円
	副 市 区 町 村 長	775,000 円 (円)	822,000 円 ／ 623,000 円
報 酬	議 長	445,000 円	535,000 円 ／ 390,000 円
	副 議 長	395,000 円	475,000 円 ／ 322,000 円
	議 員	375,000 円	441,000 円 ／ 303,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×48/100	22,348,800 円 任期毎
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×29/100	10,788,000 円 任期毎
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

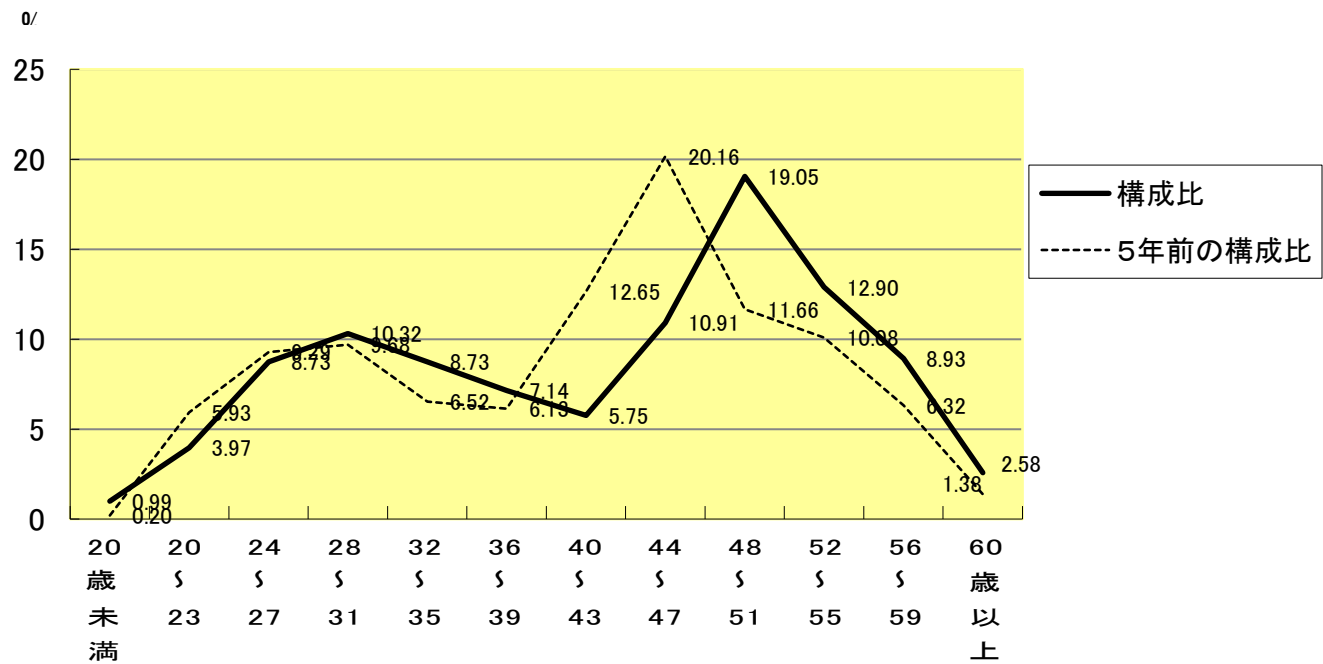
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	… 部署新設に伴う増 … その他(再任用短時間勤務職員から正職員へ配置変更による増) … その他(欠員補充に伴う増) … 組織再編成及び幼稚園休園による保育業務への異動に伴う増 … 組織再編成に伴う減
		総 務	106	108	2	
		税 務	24	25	1	
		農 水	34	35	1	
		商 工	18	18	0	
		土 木	51	51	0	
		民 生	111	127	16	
		衛 生	28	17	▲ 11	
	計		378	387	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.57 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	教 育 部 門		69	64	▲ 5	… 幼稚園休園に伴う減
	消 防 部 門		0	0	0	
	小 計		447	451	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.10 人)
	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他	病 院	3	3	0	… その他(欠員補充に伴う増)
		水 道	14	14	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	6	7	1	
合 計	小 計		52	53	1	
	合 計		499 [656]	504 [656]	5 [ー]	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.32 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	20人	44人	52人	44人	36人	29人	55人	96人	65人	45人	13人	504人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	368	371	373	376	378	387	19	5.2
教育	84	80	75	73	69	64	△ 20	△ 23.8
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0
普通会計計	452	451	448	449	447	451	△ 1	△ 0.2
公営企業等会計計	54	52	53	53	52	53	△ 1	△ 1.9
総合計	506	503	501	502	499	504	△ 2	△ 0.4

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(各年4月1日現在)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,652,409	千円 83,263	千円 109,220	% 6.6	% 6.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 16	千円 69,406	千円 8,309	千円 31,505	千円 109,220	千円 6,826	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
二本松市	51.7 歳	380,625 円	#REF! 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	一 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国各市町村(政令指定都市を除く)の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業（二本松市）		一般行政職（二本松市）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,969 千円		1,479 千円	
（令和5年度支給割合）		（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分
（ 1.375 ）月分	（ 0.975 ）月分	（ 1.375 ）月分	（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

水道事業（二本松市）			一般行政職（二本松市）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,229 千円	20,447 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後のその者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			%	
手当の種類(手当数)			種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当なし

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	2,003 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	133 千円
支給実績(令和4年度決算)	3,651 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	260 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円～10,000円(月額)	同じ	—	3,674 千円	367,400 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限28,000円	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(64,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②3,000円～70,600円(月額)	同じ	—	911 千円	75,900 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額の100分の25を超えない範囲 (4級第4種48,900円～7級第1種77,900円)	同じ	—	781 千円	781,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 948,030	千円 0	千円 32,841	% 3.46	% 3.15

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり		(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
令和5年度	人 6	千円 24,518	千円 2,040	千円 6,283	千円 32,841	千円 5,473		千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
二本松市	43.2 歳	349,944 円	#REF! 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	一 歳		一 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国各市町村(政令指定都市を除く)の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業 (二本松市)		一般行政職 (二本松市)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,047 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,479 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

下水道事業（二本松市）			一般行政職（二本松市）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,229 千円	20,447 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後のその者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			%	
手当の種類(手当数)			種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当なし

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	179 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	29 千円
支給実績(令和4年度決算)	228 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	45 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円～10,000円(月額)	同じ	—	678 千円	226,000 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限28,000円	同じ	—	1,008 千円	336,000 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 【支給額】 ②自動車等により通勤している職員 ①運賃相当額(64,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②3,000円～70,600円(月額)	同じ	—	175 千円	43,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲 (4級第4種48,900円～7級第1種77,900円)	同じ	—	0 千円	0 円